

第 6 章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料供給

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPGガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列BCP」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 13 条及び第 14 条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく系列を越えた相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) さらに、防災拠点や、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、(2)に記載する上記供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

第 6 章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

I 燃料供給

1 趣旨

- (1) 発災時の燃料については、東日本大震災における燃料供給の混乱を踏まえ、災害応急対策活動に従事し優先的に給油を行う車両（以下「緊急通行車両等」という。）や、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、広域物資輸送拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策活動のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）に円滑に供給できるよう、体制を整備することが必要である。
- (2) このため、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料を供給するための手順、関係機関との連携方法を定める。

【緊急通行車両等の種類】

- a. 道路交通法施行令第 13 条に規定する緊急自動車（赤色の警光灯が常設されている車両）
- b. DMAT 関係車両
- c. 自衛隊車両
- d. 県が指定する防災上重要な施設等へ配送を行う車両（配送先への石油製品を含む。）
- e. その他（緊急通行車両確認標章を掲示している車両等）

【優先供給施設の種類の種類】

- a. 災害医療拠点等
災害拠点病院、二次救急医療機関、日本赤十字社血液センター等
- b. 県、警察（九州管区警察局宮崎県情報通信部含む）、市町村（消防含む）が管理する施設
- c. 地域防災計画に定める指定公共機関
- d. 地域防災計画に定める指定地方公共機関
- e. 市町村地域防災計画に定める避難所
- f. その他重要性の高い施設（広域物資輸送拠点等）

2. 石油業界における基本的な燃料供給体制

(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築

ア 資源エネルギー庁は、石油精製業者等が、「系列BCP」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。

(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携

- ① 経済産業大臣は、発災後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画（以下「石油連携計画」という。）」及び「災害時石油ガス供給連携計画（以下「石油ガス連携計画」という。）」の実施勧告を速やかに行う。
- ② 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

2 県内での燃料供給体制

(1) 宮崎県石油商業組合及び宮崎県LPガス協会への要請

県災害対策本部は、発災後速やかに宮崎県石油商業組合に対して、中核給油所（32か所：非公表）をはじめとする県内の給油所において緊急通行車両等に優先給油を行う体制を整えるよう要請を行う。また、優先供給施設から燃料供給の要望があった場合には、小口燃料配送拠点（8か所：非公表）等からの燃料輸送について要請する。宮崎県LPガス協会に対しては中核充てん所（7か所：公表）からの燃料輸送について要請する。

(2) 国への要請

県災害対策本部は、県内における優先供給施設への燃料供給が逼迫した場合には、緊急災害対策本部に対して支援を要請する。

緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、優先供給施設への支援について、石油連盟及び全国石油商業組合連合会並びに日本LPガス協会及び全国LPガス協会と調整を行う。

① 石油連盟の調整による供給

資源エネルギー庁から依頼を受けた石油連盟は、石油元売各社と調整し、燃料の供給を依頼し、依頼を受けた石油元売各社は、大型タンクローリーにより、2k1以上のタンクを有する優先供給施設に対して直接燃料の供給を行う。

② 全国石油商業組合連合会（以下「全石連」という。）の調整による供給

全石連は、被害の少ない都道府県石油商業組合と調整を行い、当該都道府県の小口燃料配送拠点等からの燃料供給を依頼し、依頼を受けた小口燃料拠点等は、小型タンクローリー等により、優先供給施設に対して、直接燃料の供給を行うこととなっている。

③ 日本LPガス協会の調整による供給

資源エネルギー庁から依頼を受けた日本LPガス協会は、LPガス元売各社と調整し、燃料の供給を依頼する。依頼を受けた元売各社は、輸入基地からの燃料供給を要請し、要請を受けた輸入基地から、県内のLPガス中核充てん所等へLPガスが配送される。県内のLPガス中核充てん所等はLPガスを受け入れ、優先供給施設に対して燃料の供給を行う。

④ 全国LPガス協会の調整による供給

全国LPガス協会は、被害の少ない都道府県LPガス協会と調整を行い、当該都道府県の輸入基地、二次基地又はLPガス中核充てん所等からの燃料供給を依頼する。依頼を受けたLPガス中核充てん所等は、ローリー及びLPガス配送車により、県内のLPガス中核充てん所等へガスを配送し、又は優先供給施設に対して直接燃料の供給を行う。県内のLPガス中核充てん所等はLPガスを受け入れ、優先供給施設に対して燃料の供給を行う。

3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

(1) 重点継続供給

① 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という。）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

ア 緊急輸送ルート上に位置する広域進出拠点又は進出拠点（別表3-2に掲げる施設のうち、給油施設を有するもの）に存する中核給油所

イ 救助活動拠点（候補地）の最寄りの中核給油所

ウ 航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設

エ 上記ア、イ、ウのほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

※ ア、イ及びエについては、(2)①により、資源エネルギー庁があらかじめ取りまとめているリストに記載の中核給油所が対象となる。

② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、2. の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。

③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記ア、イ、エ）においては、緊急自動車及び自衛隊車両並びに緊急通行車両確認標章、緊急通行車両等事前届出済証等を掲示する車両に対して優先的に給油を行う。このほか、道路啓開車両等優先的な給油の対象となる車両の追加、判定方法等については、今後、関係省庁において検討を進めることとする。

④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

① 資源エネルギー庁は、中核給油所の場所等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。

② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁や被災都府県に対して速やかに共有するものとする。

3 重点継続供給を行う給油施設に関する対応

県災害対策本部は、緊急災害対策本部が発災時に重点継続供給体制を構築するために必要な重点継続供給を行うべき中核給油所（以下「重点供給給油所」という。）の情報を提供する。

このことにより、県内の中核給油所が重点供給給油所として判断された場合には、速やかに救助活動等を実施する部隊や物資輸送を行う宮崎県トラック協会等に対し、必要な情報を提供する。

県や県石油商業組合等は平時から、大規模災害発生時における燃料供給対策が円滑に実施できるように、ホームページや啓発イベント等を通じて普及啓発を行う。

【特記事項：普及啓発内容の例】

- 災害時には、車による外出をなるべく控えるとともに、燃料が不足することに備え、日頃から車の燃料の補充をお願いいたします。
- 災害時には、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や優先供給施設に対して優先的に燃料を供給することにご理解願います。

【特記事項：県民への協力要請の例】

- 応急復旧等を迅速に行うため、車による外出をなるべく控えるとともに、緊急通行車両や優先供給施設に対して優先的に燃料を供給することにご理解願います。

また、LPガスによる二次災害防止の観点から、県民に対し、状況に合わせて以下の呼びかけを行う。

【特記事項：普及啓発内容の例】

- LPガスの燃焼器具の器具栓、ガス栓を閉め、火を消してください。
- 余震に十分注意し、戸外のLPガス容器のバルブを閉めてください
- LPガスの使用再開にあたっては、LPガス販売店の点検を受け、安全が確認されるまで使用しないでください。

4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

(1) 重要施設への優先供給体制⁵⁴

- ① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄⁵⁵が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。
- ② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該都府県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。
- ③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。
- ④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及びに日本 L P ガス協会に対して、小口燃料配送拠点及び L P ガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

(2) 優先供給要請の手順

- ① (1) により被災都府県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、必要数量、油種、平時の取引事業者(系列)等の情報を可能な限り提供する。また、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本 L P ガス協会に対して、被災都府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。
- ③ 資源エネルギー庁は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて、優先順位を検討する。

(3) 費用の国庫負担

- ① 優先供給を要請した燃料の代金については、引取り後、(2) ①により費用を負担することに合意した費用負担者が支払う。

⁵⁴ 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時の給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

⁵⁵ 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要インフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から4日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

4 優先供給施設への供給体制

(1) 優先供給施設の備え

優先供給施設の管理者は、国からの支援が届くまでの業務継続のため、発災から4日間程度は対応できるように自衛的な燃料備蓄に努める。

県及び市町村は、優先供給の対象となる施設をあらかじめ把握し、リストを作成するとともに、石油連盟、宮崎県石油商業組合及び宮崎県 L P ガス協会と必要な情報を共有する。

(2) 燃料供給要請の手順

- ① 優先供給施設の管理者は、自衛的備蓄が枯渇する前に、不足する燃料について、必要数量、油種、平時の取引事業者(系列)等の情報を明示したうえで、県災害対策本部に燃料の供給を依頼する。
- ② 県災害対策本部は、宮崎県石油商業組合及び宮崎県 L P ガス協会と連携し、燃料の確保に努めることとし、小口燃料配送拠点（8箇所：非公表）及び L P ガス中核充てん所（表6-1）による燃料供給を実施する。

【表6-1 L P ガス中核充てん所】

施設名称	所在地
㈱飯干商事 延岡営業所	延岡市
㈱ホームエネルギーアサヒ	門川町
東洋プロパン瓦斯㈱	日向市
㈱協同サービス	日向市
㈱Misumi 宮崎海上基地	宮崎市
㈱ホームエネルギー南九州都城センター	都城市
南九州液化ガス㈱	串間市
計	7箇所

これによっても、燃料の確保が困難な場合には、県内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部に対し、燃料の供給を要請する。要請の流れについては156ページ【図6-1 燃料の供給体制】に示す。

(3) 優先供給要請の手順

県災害対策本部は、あらかじめ優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担について合意した上で緊急災害対策本部に要請を行うものとし、要請に際しては、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を示す。

【図 6-1 燃料の供給体制】



5. 臨時の給油施設に対する供給手順

- (1) 被災都府県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
- (2) 被災都府県は、上記にあたっては、区域内の給油所等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。(その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号）」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。)

5 臨時の給油施設に対する燃料供給

県災害対策本部は、救助活動拠点や広域物資輸送拠点のある地域内の給油施設が損壊、不足が著しい場合には、地域内の中核給油所等と協力し、ドラム缶や非常時用燃料計量ポンプ等を利用した臨時の給油体制を速やかに構築する。

なお、臨時の給油取扱設備を設置する際には、管轄の消防本部等と連携し、安全対策に努める。

6. 燃料輸送・供給体制の確保

(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

- ① 都道府県は、当該都道府県内における燃料の供給拠点である製油所・油槽所（別表6-1）へのアクセス道路をあらかじめ把握するものとする。
- ② 道路管理者は、緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所（別表6-1）へのアクセス道路については、道路啓開を優先的に行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。

別表6-1 製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
JXTGエネルギー 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市

- ③ 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を検討する。
 - ア ディーゼル自動車等の運行規制条例（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、及び兵庫県）
 - イ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行制限措置⁵⁶（一定の措置を講じた燃料輸送車両は通行可能）
 - ウ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保
- ④ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段（タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ⑤ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど⁵⁷、必要な調整を行っておくものとする。
- ⑥ 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑦ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

6 燃料輸送・供給体制の確保

(1) 陸上輸送の通行確保

県は、県内における燃料の供給拠点である製油所・油槽所（表6-2）へのアクセス道路をあらかじめ把握する。

道路管理者は、第2章2-(2)「緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧」により、道路啓開を優先的に行うこととし、県警察本部は必要な交通規制を行う。

県内の燃料の輸送を行う事業者（小口燃料配送拠点、中核充てん所）は、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けて輸送体制を確保しておき、県公安委員会による緊急交通路の指定があった際には、緊急交通路の出入口に設置される検問所で緊急通行車両であることの確認を受ける。標章の交付を受けていない場合には、最寄りの警察署又は県警察本部に申請し、標章の交付を受けた後、緊急交通路の出入口に設置される検問所で確認を受ける。

なお、要請による燃料等の輸送に伴い、液化天然ガスや液化石油ガス等の高圧ガス（以下、高圧ガス）や石油等の危険物を積載するタンクローリー等が九州自動車道の加久藤トンネルを通行する場合には、元売石油各社は、道路管理者であるNEXCOWest Japanへ連絡を行うとともに必要な対策（前後に誘導車を配置）を行うことに留意する。

(2) 混乱対策

県災害対策本部は、中核給油所において、給油を希望する一般住民等が集中することによるトラブルが予想されるため、中核給油所の情報等について、あらかじめ県警察本部と共有する。

(3) 海上輸送路の航行確保

港湾管理者は、油槽所等の被災状況を踏まえ、国と調整の上、港湾BCP等に基づき油槽所等に通じる航路啓開を優先的に行う。

【表6-2 油槽所等のある港湾】

製油所・油槽所名	港湾名	住所
東西オイルターミナル 日向油槽所	細島港	宮崎県日向市
JXTGエネルギー 宮崎油槽所	内海港	宮崎県宮崎市

LPガス二次基地名	港湾名	住所
(株)Misumi 宮崎海上基地	宮崎港	宮崎県宮崎市

⁵⁶ 長大・水底トンネルにおいては、危険物を搭載する車両の通行を禁止又は制限しているが、被災地方公共団体等から災害応急対策に必要な燃料の供給要請があり、かつ道路管理者が特に通行を認めた場合において、誘導車を当該車両の前後に配置（エスコート通行方式）するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについて、通行を可能としている。

⁵⁷ 緊急通行車両確認標章は、令和5年8月31日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

- ① 国土交通省地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列BCP」と整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
- ② 海上保安庁は、製油所・油槽所において、地震の影響により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害の発生おそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講じるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局は、状況に応じ、各石油精製業者等による防除作業に協力する。
- ③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段（フェリー、RORO 船など）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ④ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省地方整備局及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

7. 全国的な燃料不足への対応

- (1) 南海トラフ地震のように大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、2. の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。
- (2) 緊急災害対策本部は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

(4) 災害応急対策に活用するヘリコプターの燃料確保

県災害対策本部は、本部内に設置したヘリ運用調整所において、航空燃料の供給に関する調整を行う。（航空燃料備蓄庫は、P66 参照）

【特記事項：参考とすべきマニュアル等】

- ◆緊急通行車両及び重要施設への燃料の供給方法等の詳細については、「大規模災害時における燃料供給対策マニュアル(平成 29 年 3 月:宮崎県危機管理課)」による。
- ◆LPガスの臨時供給については、「LPガス災害対策マニュアル(平成 25 年 3 月経済産業省・高圧ガス保安協会)」「大規模災害発生時におけるLPガス対応【施設リスト・緊急連絡体制・様式集】(平成 30 年 1 月宮崎県危機管理局・宮崎県LPガス協会)」による。

II 電力・ガスの臨時供給

1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、経済産業省は、電気事業者（一般送配電事業者及び指定公共機関である電気事業者をいう。以下同じ。）、ガス事業者（一般ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者からガスの託送供給を受けるガス小売事業者をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、電力業界、ガス業界の災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時的な供給（以下「臨時供給」という。）及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定める。

2. 電力業界における広域での需給調整体制

- (1) 電力需給に著しい不均衡が生じ、被災一般送配電事業者がそれを緩和することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者は、災害時における他の一般送配電事業者との協定又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な電力融通に基づく電力融通を受けるため、他の一般送配電事業者又は電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- (2) 電力広域的運営推進機関は、南海トラフ地震によって生じた電力需給の不均衡を緩和するため、電気事業法に基づき、電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、電力融通の指示を行う。
- (3) 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域連携に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制

- (1) 電力業界
 - ①被災電気事業者は、電気事業法第 33 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、必要な復旧体制を構築する。また、被災電気事業者は、災害時における他の電気事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
 - ②電力広域的運営推進機関は、被害の態様に応じ、被害を受けていない電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、被災電気事業者への必要な資機材・人員等の融通について、指示を行う。
 - ③経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

II 電力・ガスの臨時供給

1. 趣旨

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給するため、県は電気事業者、ガス事業者と連携し、災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時供給及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定め、体制を整備する。

2. 電力業界における広域での需給調整体制

電力需給に著しい不均衡が生じ、被災一般送配電事業者（九州電力送配電(株)等）がそれを緩和することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者（九州電力送配電(株)等）は、災害時における他の一般送配電事業者との協定又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な電力融通に基づく電力融通を受けるため、他の一般送配電事業者又は電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。

3. 電力業界、ガス業界における広域支援の受援体制

- (1) 電力業界
 - ①被災電気事業者（九州電力(株)等）は、電気事業法第 33 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、必要な復旧体制を構築する。また、被災電気事業者（九州電力(株)等）は、災害時における他の電気事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
 - ②電気事業者（九州電力(株)等）は、広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、発災前にあらかじめ受入体制の調整を行っておく。

（2）ガス業界

- ① ガス事業者は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 条）第 163 条の規定を基本として相互に連携を図りながら協力するとともに、被災一般ガス導管事業者は、同法第 56 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。
- ② 一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者からの支援要請を受けた場合、被害を受けていない一般社団法人日本ガス協会の会員企業に対し、被災一般ガス導管事業者に対する必要な資機材・人員等の融通について、協力を要請する。一般社団法人日本ガス協会は、支援人員を指揮し、必要な作業に当たらせる。
- ③ 経済産業省は、一般社団法人日本ガス協会に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

（2）ガス業界

- ①被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス(株)）は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 条）第 56 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。
- ②ガス事業者（宮崎ガス(株)）は、広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、発災前にあらかじめ受入体制の調整を行っておく。

4. 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

- ① 都府県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）及び一般送配電事業者と共有する。
- ② 被災一般送配電事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般送配電事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般送配電事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。
- ⑦ 国、都府県、電気事業者等は、あらかじめ、それぞれが所有する電源車（電動車含む）、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- ⑧ 電源車が不足する場合には、一般送配電事業者は、3.（1）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑨ 被災一般送配電事業者は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、被災都府県を通じ、被災都府県石油組合等と調整を行うものとする。当該調整が整わない場合には、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行うものとする。

4 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

- ① 事前準備

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の県内の市町村が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し関係機関と共有する。また、県及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車（電動車含む）、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- ② 情報提供及び要請

被災一般送配電事業者（九州電力送配電㈱等）は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、県災害対策本部に情報を提供する。県災害対策本部は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認し、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者（九州電力送配電㈱等）に対し要請する。
- ③ 臨時供給

被災一般送配電事業者（九州電力送配電㈱等）は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。

県災害対策本部は、被災一般送配電事業者（九州電力送配電㈱等）との間で、優先すべき重要施設の調整が整わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。

電源車が不足する場合には、被災一般送配電事業者（九州電力送配電㈱等）は、他の電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。
- ④ 必要な燃料の供給

被災一般送配電事業者（九州電力送配電㈱等）は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行う。

(2) ガス業界

- ① 一般ガス導管事業者は、都府県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、都府県と共有する。
- ② 被災一般ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接又は一般ガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般ガス導管事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 移動式ガス発生設備が不足する場合には、一般ガス導管事業者は、3.（2）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑦ 燃料となる液化石油ガス又は液化石油ガス容器（以下「液化石油ガス等」という。）が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガス等の融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガス等が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。

(2) ガス業界（一般ガス導管事業者に限る）

- ① 事前準備

被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）は宮崎県と共に、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し関係機関と共有する。
- ② 情報提供及び要請

被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、県災害対策本部に情報を提供する。県災害対策本部は、上記のリストに掲載された施設等について、被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。県災害対策本部は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）に要請する。

なお、県災害対策本部は、優先すべき重要施設の調整が整わない場合は、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ③ 臨時供給

被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。

移動式ガス発生設備が不足する場合には、被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）は、広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ④ 燃料が不足する場合

燃料となる液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）の要請により、ガス事業者間での液化石油ガスの融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に調整を依頼する。

5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 経済産業省、電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど⁵⁸、必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

5 緊急通行車両等の通行体制の確保

県内の電気事業者（九州電力送配電㈱等）及び一般ガス導管事業者（宮崎ガス㈱）は、平時から、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、あらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けて輸送体制を確保しておき、県公安委員会による緊急交通路の指定があった際には、緊急交通路の出入口に設置される検問所で緊急通行車両であることの確認を受ける。標章の交付を受けていない場合には、最寄りの警察署又は県警察本部に申請し、標章の交付を受けた後、緊急交通路の出入口に設置される検問所で確認を受ける。

なお、要請による燃料等の輸送に伴い、高圧ガスや石油等の危険物を積載するタンクローリー等が九州自動車道の加久藤トンネルを通行する場合には、元売石油各社等は、道路管理者である NEXCO 西日本へ連絡を行うとともに、必要な対策（前後に誘導車を配置）を行うことに留意する。

【特記事項：参考とすべきマニュアル等】

- ◆一般ガス導管事業者及び一般送配電事業者による臨時供給詳細については、応急対策活動への影響を最小限に留め、迅速な復旧対応が図れるよう各事業者が重要施設のリストを別途定める。

⁵⁸ 緊急通行車両確認標章は、令和 5 年 8 月 31 日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

Ⅲ 通信の確保

1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電気通信サービス（以下「通信」という。）を確実に確保し、迅速かつ円滑に提供する必要がある。
- (2) このため、総務省は、電気通信事業者（指定公共機関である電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、重要通信を確保できるように求め、必要な協力体制を構築する。
- (3) また、電気通信事業者の災害応急対策活動における通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による重要施設及び災害により発生した電気通信サービスの空白地域（以下「通信の空白地域」という。）への通信の臨時的な確保（以下「臨時確保」という。）並びに「通信用機材、作業要員等の運搬手段の確保」に関する事項を定める。

2. 被災地方公共団体等に対する支援体制

- (1) 総務省は、災害発生時に既存の通信インフラに障害が発生した場合でも、被災地方公共団体における災害応急対策活動に係る通信を確保可能とするため、災害対策用移動通信機器を各総合通信局等に配備し、被災地方公共団体等からの要請に基づき、速やかに貸出可能とする体制を整備・維持するものとする。
- (2) 総務省は、被災地方公共団体等に対し、災害対策用移動通信機器の需要確認を行い、必要に応じて、配備調整を行うものとする。なお、発災直後等で需要確認ができない場合であっても、被害状況等を鑑み、災害対策用移動通信機器の需要が予測される場合については、被災地方公共団体等からの具体的な要請を待たず、貸与を行うものとする。

3. 総務省・電気通信事業者間の協力体制

- (1) 電気通信事業者は、災害の救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うものとする。
- (2) 総務省及び電気通信事業者は、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保するため、総務省、電気通信事業者及び被災都府県との連携の枠組みとして、発災後、速やかに被災都府県を管轄する総務省総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を、総務省が設置を必要と判断する被災都府県ごとに編成し、必要な連絡・調整を行う。
- (3) 総務省は、電気通信事業者との間において、協力体制に関する事項をあらかじめ定めておくものとする。

Ⅲ 通信の確保

1. 趣旨

重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電気通信サービス（以下「通信」という。）を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給するため、県は電気通信事業者と連携し、災害応急対策活動における通信端末の貸与や移動基地局舎及び災害により発生した電気通信サービスの空白地域への通信の臨時的な確保並びに「通信用機材、作業要員等の運搬手段の確保」に関する事項を定め、体制を整備する。

2. 災害対策用移動通信機器の確保

- (1) 県は、災害発生時に既存の通信インフラに障害が発生した場合でも、災害応急対策活動に係る通信を確保するため、あらかじめ災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MC A 無線機、衛星携帯電話等）の確保に努める。
- (2) 県災害対策本部は、災害発生時に既存の通信インフラに障害が発生した場合、必要に応じて総務省九州総合通信局に災害対策用移動通信機器の貸出しを要請し、又は要請を経ずに貸出しを受け、災害発生現場や防災拠点間等における連絡手段の確保を行う。

4. 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

- (1) 都府県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストを、Ⅱ 4. (1) ①のリストを踏まえ、あらかじめ作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。
- (2) 被災電気通信事業者は、発災後、どの地域で通信支障が発生しているのかについて、被災都府県に情報を提供する。被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、通信の優先的な確保の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で優先順位を検討の上、通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を、被災電気通信事業者に対し要請する。
- (3) 被災電気通信事業者は、当該要請に基づき、通信が途絶した重要施設に対し、基地局や交換機等の通信設備における電力又は伝送路の確保及び非常用発電機の燃料確保等についての対応状況並びに基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による通信の臨時確保を行う。
- (4) 被災都府県は、当該被災都府県と被災電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による通信の臨時確保を要請する。
- (5) 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて現地における調整会議と連携して改めて優先順位を調整し、総務省を通じて、被災電気通信事業者に対して、調整会議における関係者間の役割分担や対応方針に基づき、関係者と連携して被災都府県から示された重要施設における通信の臨時確保を要請する。
- (6) 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、総務省を通じて通信の臨時確保を要請することができる。
- (7) 被災電気通信事業者は、通信の空白地域について、その解消に相当の日数を要するときは、被災都府県にその情報を提供するとともに、Ⅲ 4. (3)と同様に通信の臨時確保を行う。また、優先的な通信の確保を要する地域について、被災都府県から要請があったときは、その優先度について特段の配慮を行う。
- (8) 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保に当たり、被災電気通信事業者は、自らが通信用機材、作業要員等の運搬手段を手配することが困難なときは、必要に応じて、総務省を通じて、緊急災害対策本部又は現地対策本部に運搬手段の確保を要請することができる。

3 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

- (1) 県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。
- (2) 電気通信事業者は、発災後、どの地域で通信支障が発生しているのかについて、県に情報を提供する。県は、上記のリストに掲載された施設等について、通信の優先的な確保の必要性を確認する。県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で優先順位を検討の上、通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を、電気通信事業者に対し要請する。
- (3) 県は、電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による通信の臨時確保を要請する。

5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 総務省及び電気通信事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行が出来るよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど⁵⁹、必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気通信事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

4 緊急通行車両等の通行体制の確保

県内の電気通信事業者は、平時から、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けて輸送体制を確保しておき、県公安委員会による緊急交通路の指定があった際には、緊急交通路の出入口に設置される検問所で緊急通行車両であることの確認を受ける。標章の交付を受けていない場合には、最寄りの警察署又は県警察本部に申請し、標章の交付を受けた後、緊急交通路の出入口に設置される検問所で確認を受ける。

⁵⁹ 緊急通行車両確認標章は、令和 5 年 8 月 31 日までは、従前どおり災害発生後に交付される。